

1 廃棄物とは

廃棄物とは不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔略称：廃棄物処理法〕等の関係法令によって、その保管、運搬、処分などの方法が規制されています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と、輸入された廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者に課せられています。

「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村の責務となっています。（事業系の一般廃棄物については、事業者にも処理責任があります。）

【解説】

◎ 廃棄物の定義

「廃棄物」は、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者（ごみを出す者）の意思等を総合的に勘案し判断されます。

排出事業者が他人に有償で売却することができない不要物を自ら処理したり、他人に無償で譲るときであっても、廃棄物処理法に基づいて処理しなければなりません。

例えば、解体工事で他人に有償で売却できない不要な物（コンクリートくず等）が発生したときは

① 排出事業者は土地造成の資材に使えるか？

→ 埋立処分基準が適用されます。（最終処分場の許可が必要となります）

② 排出事業者は知人に無償で譲れるか？

→ 廃棄物の委託処理となります。委託基準を遵守し、この知人も産業廃棄物処理業の許可、又は再生利用業の指定などが必要です。

③ 再生利用（リサイクル）するときは？

→ 他人のものを再生利用する場合は、廃棄物処理業の許可又は再生利用業の指定などが必要です。

※廃棄物該当性判断の詳細については、環境省通知「行政処分の指針（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号）」及び「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日付け環廃産発第050725002号）」を参照。

（環境省HPアドレス <https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000096.html>）

◎ 廃棄物処理法の目的

「廃棄物処理法」は、廃棄物の処理責任を明確にするとともに、処理方法などを規制することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

「廃棄物処理法」では、廃棄物の保管、運搬及び処分方法に関する基準や排出事業者、地方公共団体等の責務が規定されています。

◎ その他の廃棄物に関する法律等（一部の法律名は略称）

環境基本法 循環型社会形成推進基本法 資源有効利用促進法 グリーン購入法
容器包装リサイクル法 家電リサイクル法 建設リサイクル法 自動車リサイクル法
食品リサイクル法 小型家電リサイクル法 フロン回収破壊法 ダイオキシン類対策特別措置法
PCB特別措置法 パーゼル法 河川法 海洋汚染防止法 と畜場法 化製場法
家畜排せつ物管理法 肥料取締法 産廃特措法 大気汚染防止法 騒音規制法 振動規制法
悪臭防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法 環境影響評価法 化審法 消防法
毒物及び劇物取締法 鉱山保安法 下水道法 建築基準法 都市計画法 労働安全衛生法
北海道環境基本条例 北海道環境影響評価条例 北海道公害防止条例
北海道循環型社会形成の推進に関する条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
北海道循環型社会形成推進基本計画 北海道廃棄物処理計画 北海道PCB廃棄物処理計画
北海道建設廃棄物処理推進計画 北海道感染性廃棄物処理推進計画

2 廃棄物の種類

廃棄物

産業廃棄物 工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定める20種類と、輸入された廃棄物

- 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず
- 14 ガラスくず、コンクリートくず（16を除く）及び陶磁器くず 15 鉱さい
- 16 がれき類（工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片等）
- 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん
- 20 「1～19又は21」を処理したもので「1～19」に該当しないもの
- 21 輸入された廃棄物

* 7, 8, 9, 10, 11, 17, 18は、排出される業種が限定されています。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの

（感染性廃棄物、揮発油類等 pH2.0以下の廃酸、特定有害産業廃棄物 など）

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活に伴って生じた廃棄物

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの）

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの（感染性廃棄物など）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物又は一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは、それぞれ、石綿含有産業廃棄物、石綿含有一般廃棄物とされます。

【解説】

◎ 廃棄物の種類

[法2条、令2条及び2条の4、規則1条の2関係]

廃棄物処理法では、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物であって固形状及び液状のものを「**廃棄物**」としており、放射性を有するものや、土砂及び土砂に準ずるものなどは含まれません。この**廃棄物**のうち、事業活動に伴って発生し法律で定められたものが**産業廃棄物**です。

また、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物は「**特別管理産業廃棄物**」とされており、取扱いに当たっては特別の配慮が必要となります。産業廃棄物及び**特別管理産業廃棄物**の区分は表1を参照してください。















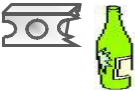




◇ 廃棄物の排出量（平成24年度）

（万トン）

| | 北海道 | 全国 |
|-------|-------|--------|
| 産業廃棄物 | 3,875 | 37,914 |
| 一般廃棄物 | 201 | 4,523 |

※ 北海道の排出量は、北海道調べ。全国の排出量は、環境省調べ。

表 1 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物

| | |
|---|--|
| 産業廃棄物 (国内及び国外の事業活動に伴って生じた廃棄物) | |
| 法第 2 条第 4 項第 1 号 | |
| 1 燃え殻  | 2 汚泥  |
| 3 廃油  | 4 廃酸  |
| 5 廃アルカリ  | 6 廃プラスチック類  |
| <hr/> 政令第 2 条 | |
| 7 紙くず  (建設業[工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。]、パルプ製造業、紙製造業、紙加工製品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず並びにPCBが塗布又は染み込んだ紙くずに限る。) | |
| 8 木くず  (建設業[工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。]、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず並びに貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)及びPCBが染み込んだ木くずに限る。) | |
| 9 繊維くず  (建設業[工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。]、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木綿等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだ繊維くずに限る。) | |
| 10 動植物性残さ  (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる動物又は植物に係る固形状の不要物に限る。) | |
| 11 動物系固形不要物  (と畜場、食鳥処理場から生ずる獣畜、食鳥に係る固形状の不要物) | |
| 12 ゴムくず  | 13 金属くず  |
| 14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず | |
| 15 鋳さい  |  |
| 16 がれき類(工作物の新築、改築、除去に伴って生ずるコンクリート、レンガの破片等) |  |
| 17 動物のふん尿 (畜産農業に係るものに限る。) | |
| 18 動物の死体 (畜産農業に係るものに限る。) |  |
| 19 ばいじん  (集じん施設で集められたもの。) |  |
| 20 1~19又は21を処理したもので1~19に該当しないもの | |
| 法第 2 条第 4 項第 2 号 | |
| 21 輸入された廃棄物 (1~20、航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。) | |

| |
|--|
| 特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する産業廃棄物(国内で発生したものは排出事業場の限定がある。) |
| 政令第 2 条の 4 及び省令第 1 条の 2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃えやすい廃油(廃油のうち揮発油類、灯油類及び軽油類:引火点70℃未満) ○ 廃酸 (pH2.0以下) ○ 廃アルカリ (pH12.5以上) ○ 感染性産業廃棄物 ○ 特定有害産業廃棄物 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃PCB等(廃PCB及びPCBを含む廃油)、PCB汚染物、PCB処理物等 ○ 廃石綿等(廃石綿及び石綿が含まれ又は附着している産業廃棄物のうち、石綿除去事業に係るものなど) ○ 廃水銀等(特定の施設から排出される廃水銀又は廃水銀化合物、水銀もしくは水銀化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品から回収した廃水銀)及び廃水銀等を処理したもの(基準を超えているもの) ○ 指定下水汚泥(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの) ○ 汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの(") ○ 鋳さい及び鋳さいを処分するために処理したもの(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン(化合物を含む。)]の基準を超えているもの) ○ 燃え殻(有害物質[カドミウム、六価クロム、鉛、砒素、セレン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの) ○ ばいじん(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの) ○ 廃油(有害物質[トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、]の内、特定の施設から排出されたもの)及び当該廃油を処分するために処理したもの(基準を超えているもの) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物焼却炉で輸入された廃棄物の焼却に伴い生じたばいじん・燃え殻、排ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉で焼却に伴い生じた汚泥(ダイオキシン類の基準を超えているもの) ○ ばいじん(21「輸入された廃棄物」を処理能力200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設で焼却し発生したもの。) ○ ばいじん(21「輸入された廃棄物」のうち集じん施設によって集められたもの。) |